

花巻市内における死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

【要旨】

令和6年12月26日に花巻市内で回収された死亡野鳥1羽について、国が遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨連絡がありましたのでお知らせします。

なお、県内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ事例としては、今シーズン、3例目となります。

1 主な経緯等

(1) 野鳥の回収地点

花巻市石鳥谷町

(2) 経緯

- ・ 令和6年12月26日に、県が回収した死亡野鳥（ノスリ）1羽について簡易検査を実施したところ、陽性を確認
- ・ 環境省は、同日付で回収地点の半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定、県は同日から巡回監視を実施
- ・ 検体を遺伝子検査のため国立環境研究所に送付

2 国からの検査結果

令和7年1月5日、環境省から遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたとの連絡あり。

3 対応

- ・ 県（県南広域振興局保健福祉環境センター及び盛岡広域振興局保健福祉環境部）では、引き続き、環境省のマニュアルに基づき、野鳥監視重点区域内の野鳥の主要飛来地を巡回し、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。
- ・ 本日、「食の安全安心危機管理対応指針」に基づき「食の安全安心危機管理連絡会議」を開催（書面開催）し、庁内で情報共有を図る。
- ・ 農林水産部畜産課において、家きん飼養者に対し、本事例の情報提供を行い、飼養衛生管理の徹底と異常時の早期通報について周知を行う。

4 その他

- ・ 令和6（2024）年シーズンについては、野鳥における高病原性鳥インフルエンザが1道14県で89件発生（12/31時点）しています。
- ・ 盛岡市及び軽米町の農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、環境省が農場の半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しており、管轄振興局において主要飛来地の巡回を実施します。